

住まいに関する支援制度一覧

市町村名: 下仁田町

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
住宅の新築に関する融資等 (勤労者住宅資金等)	融資・ 利子補給・ 助成	定住促進奨励金制度	町内に定住を目的として新築した住宅	町内に定住を目的として住宅を新築した方	25万円助成					企画課	0274-64-8809(直通)	<a href="https://www.town.shimonia.lg.jp/index.html">https://www.town.shimonia.lg.jp/index.html</a>	
住宅の新築に関する融資等 (勤労者住宅資金等)	融資・ 利子補給・ 助成	下仁田町ぐんまの木で家づくり支援事業	下仁田町内に自己居住用の専用住宅を建築、購入又は改装(ぐんま優良木材)を使用した住宅を新築するものに対して補助金を交付する	「ぐんまの木で家づくり支援事業」で構造物・内装材補助に該当する者 (1)下仁田町内に自己居住用の専用住宅を新築すること (2)構造物の60%以上に「ぐんま優良木材」を使用した木造一戸建て住宅であること (3)住宅の延べ床面積が80㎡以上280㎡未満であること (4)県内に事業所のある業者による施工であること	延べ床面積 80㎡以上132㎡未満…30万円 132㎡以上280㎡未満…40万円					農林課	0274-64-8806(直通)	<a href="http://www.town.shimonia.lg.jp/nourin-kensetu/m01/m01/m01/02.html">http://www.town.shimonia.lg.jp/nourin-kensetu/m01/m01/m01/02.html</a>	
合併処理浄化槽設置費	融資・ 利子補給・ 助成	浄化槽整備事業	町が浄化槽の設置希望者から「分担金」と「使用料」を徴収し、設置から維持管理までを行う	町内の住宅保有者						建設水道課	0274-64-8807(直通)	<a href="http://www.town.shimonia.lg.jp/gasu-suidou/m01/m03/20140728131503.html">http://www.town.shimonia.lg.jp/gasu-suidou/m01/m03/20140728131503.html</a>	
生ごみ処理機設置費	融資・ 利子補給・ 助成	生ごみ処理機補助	購入した生ごみ処理機	町内に住所を有する方	一世帯1基について購入金額の2分の1の額で2万5千円を限度とした額					保健課	0274-82-5490	<a href="http://www.town.shimonia.lg.jp/hoken-kankyo/m01/m02/m08/04.html">http://www.town.shimonia.lg.jp/hoken-kankyo/m01/m02/m08/04.html</a>	
耐震診断費	融資・ 利子補給・ 助成	木造住宅耐震診断者派遣事業	下仁田町内で昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅、2階建て以下(持家)(プレハブ、ツーバイフォー工法は除く)	町内に存する木造住宅の所有者						建設水道課	0274-64-8807(直通)	<a href="http://www.town.shimonia.lg.jp/html/reiki_int/reiki_honbun/e238RG00000729.html">http://www.town.shimonia.lg.jp/html/reiki_int/reiki_honbun/e238RG00000729.html</a>	
耐震改修費	融資・ 利子補給・ 助成	木造住宅耐震改修補助事業	木造住宅耐震診断に基づき耐震改修工事を行う者に対し、耐震補強設計、工事監理及び耐震補強工事にかかる費用を一部助成	(1)耐震診断の結果、最小の上部構造評点が1.0未満の木造住宅を下仁田町内に所有し、当該住宅に居住している者 (2)町税を滞納していない者	工事等に要する費用の2分の1以内の額で100万円を限度とした額					建設水道課	0274-64-8807(直通)	<a href="http://www.town.shimonia.lg.jp/html/reiki_int/reiki_honbun/e238RG00000729.html">http://www.town.shimonia.lg.jp/html/reiki_int/reiki_honbun/e238RG00000729.html</a>	
その他	融資・ 利子補給・ 助成	下仁田町空き家等利活用支援事業	「下仁田町空き家バンク制度」に登録された空き家等を利用して実施する改修及び事業に付帯する設備、備品等の整備	「下仁田町空き家バンク制度」に登録された空き家等を、下記のいずれかの目的で利活用しようとする空き家所有者、または空き家等の所有者から空き家を借り受ける、又は購入する個人、企業、地域自主組織、NPO法人 1. 5年以上、下仁田町へ住民登録し、かつ、生活の本拠として定住 2. 5年以上下仁田町で事業を継続 3. 5年以上下仁田町を拠点として二地域間居住	事業の実施に要する経費の2分の1以内(1件当たりの補助金は100万円を限度額)					企画課	0274-64-8809(直通)	<a href="http://www.town.shimonia.lg.jp/m02/m12/m02/index.html">http://www.town.shimonia.lg.jp/m02/m12/m02/index.html</a>	
その他	融資・ 利子補給・ 助成	空き家等利活用片づけ事業補助金	空き家等の片付け実施に要する経費 ・ごみ処理手数料 ・特定家庭用機器リサイクル料金 ・廃棄物処分業者等に委託して家財を処分する場合における委託料等 ・敷地内の樹木伐採 ・草刈等の環境整備にかかる経費  ※補助対象事業の実施業者は、町内に事務所、事業所を有する法人、個人事業所に限る。	個人、企業、地域自主組織、NPO法人で、下記に該当する方 1. 空き家バンク制度を利用して、空き家等の購入又は2年以上の賃貸借の契約を締結した方(3親等以内の親族の購入又は賃借を除く。) 2. 空き家バンク制度に登録又は登録を行おうとする空き家等所有者  ※1 対象となる空き家等は「下仁田町空き家バンク制度」に2年以上の登録が必要 ※2 申請時において市区町村民税等を滞納していない方	補助対象経費の2分の1以内の額(10万円を限度)					企画課	0274-64-8809(直通)	<a href="http://www.town.shimonia.lg.jp/m02/m12/m02/index.html">http://www.town.shimonia.lg.jp/m02/m12/m02/index.html</a>	